

3 療育手帳について ★マイナンバー

申請により知的障害があると判定された人に交付されます。手帳は各種の助成制度を受けやすくするもので、障害の程度によりA(重度)とB(中軽度)に区分されます。

申請手続

区 分	お持ちいただくもの
新 規 交 付	申請書、生活現状調査票、顔写真1枚(縦4cm×横3cm) 同意書(18歳以上)
再 判 定	申請書、生活現状調査票、手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
住所・氏名変更	申請書、手帳
県外より転入	申請書、生活現状調査票、顔写真1枚(縦4cm×横3cm) 申出書、手帳
手 帳 破 損	申請書、手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
手 帳 紛 失	申請書、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
死亡等手帳返還	申請書、手帳

※申請書、生活現状調査票、同意書、申出書は、福祉総務課にあります。

※再判定の申請は、指定された年月(手帳に記載)より3~5カ月前に福祉総務課へ申請してください。

